

目次

1	概要.....	- 1 -
2	財務書類の作成にあたって.....	- 4 -
3	統一基準開始貸借対照表（平成 27 年度決算）作成.	- 12 -
4	複式仕訳パターン.....	- 14 -
5	総務省方式改訂モデル連結財務書類（平成 27 年度決算）作成 - 19 -	
6	総務省方式改訂モデル 普通会計財務書類分析.....	- 20 -
7	添付資料.....	- 31 -

1 概要

国は地方公共団体に対し、「資産・債務管理」「将来の施設の更新維持管理費の把握」を強く求めています。平成 18 年 6 月 2 日に「簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律（行革推進法）」が施行され、同年 8 月 31 日に総務事務次官通知にて「発生主義の活用及び複式簿記の考え方の導入を図り、貸借対照表、行政コスト計算書、資金収支計算書、純資産変動計算書の 4 表の整備を標準形とし、地方公共団体単体及び関連団体等も含む連結ベースで…公会計の整備の推進に取り組むこと。（地方公共団体における行政改革の更なる推進のための指針第 6 項参照）」と記されたことで、財務書類及び固定資産台帳の整備といった「資産・債務管理」が急務となりました。

また、公共施設やインフラ設備の老朽化が進行し、合併自治体の交付税優遇措置の期限切れなどによる歳入総額の減少も重なって、それらの更新・維持管理といった公共施設のマネジメントの在り方が喫緊の課題となっています。具体的には、総務省が 2014 年 4 月に各地方公共団体に策定を要請した「公共施設等総合管理計画」の策定等を通じた「将来の施設の更新維持管理費の把握」や将来的な公共施設等の維持管理に関する方針の策定が求められています。

以上の流れを踏まえ、総務省「今後の新地方公会計の推進に関する実務研究会」では、現在、「基準モデル」「総務省方式改訂モデル」と混在している財務書類を、「統一的な基準による財務書類」（以下、統一基準）の作成に一本化するように示されました。この統一基準では、以下の要点が挙げられています。

① 発生主義の導入・複式簿記（複式仕訳）の導入

複式簿記・発生主義会計を採用し、現金取引（歳入・歳出）のみならず、すべてのフロー情報（期中の収益・費用及び純資産の内部構成の変動）及びストック情報（資産・負債・純資産の期末残高）を網羅的かつ誘導的に記録・表示。決算統計データの活用からの脱却。

② 固定資産台帳の整備

固定資産台帳の整備を前提とすることで公共施設等のマネジメントにも利用可能。

③ 比較可能性の確保

全国で統一的な様式を採用することで団体間での比較可能性の向上。

統一基準では、現行の基準モデル・総務省方式改訂モデル同様、発生主義に基づく各種引当金という考え方を継承（退職手当引当金、賞与引当金など）している一方で、複式簿記（仕訳）に関して日々仕訳あるいは期末一括仕訳を行うため、現在各地方公共団体で使用している財務

電算システムからの支出及び収入データの取り込み・仕訳を行うためのシステムが必要になります。

また、貸借対照表は、総務省方式改訂モデルと比較して有形固定資産の区分が詳細になり、主として生活インフラとして使用されるインフラ資産と、それ以外の行政サービスを提供する際に使用される事業用資産に大別され、その中でさらに土地、建物、工作物等の分類がなされます。計上方法も変更されており、総務省方式改訂モデルでは減価償却累計額が資産額から差し引かれた「直接法」で計上されていたのに対し、統一基準では各減価償却処理を行う資産の種別に減価償却累計額を別途記載する「間接法」が採用されています。そのため、各地方公共団体の資産情報を貸借対照表に反映させるために、固定資産台帳の整備及び異動更新作業が必要不可欠になります。

総務省「今後の新地方公会計の推進に関する実務研究会」では、統一基準での財務書類作成に関して、平成 29 年度末（平成 30 年 3 月末）までに整備することとされ、以後一年ごとの更新となっています。（やむを得ない理由がある場合に限り延長可）

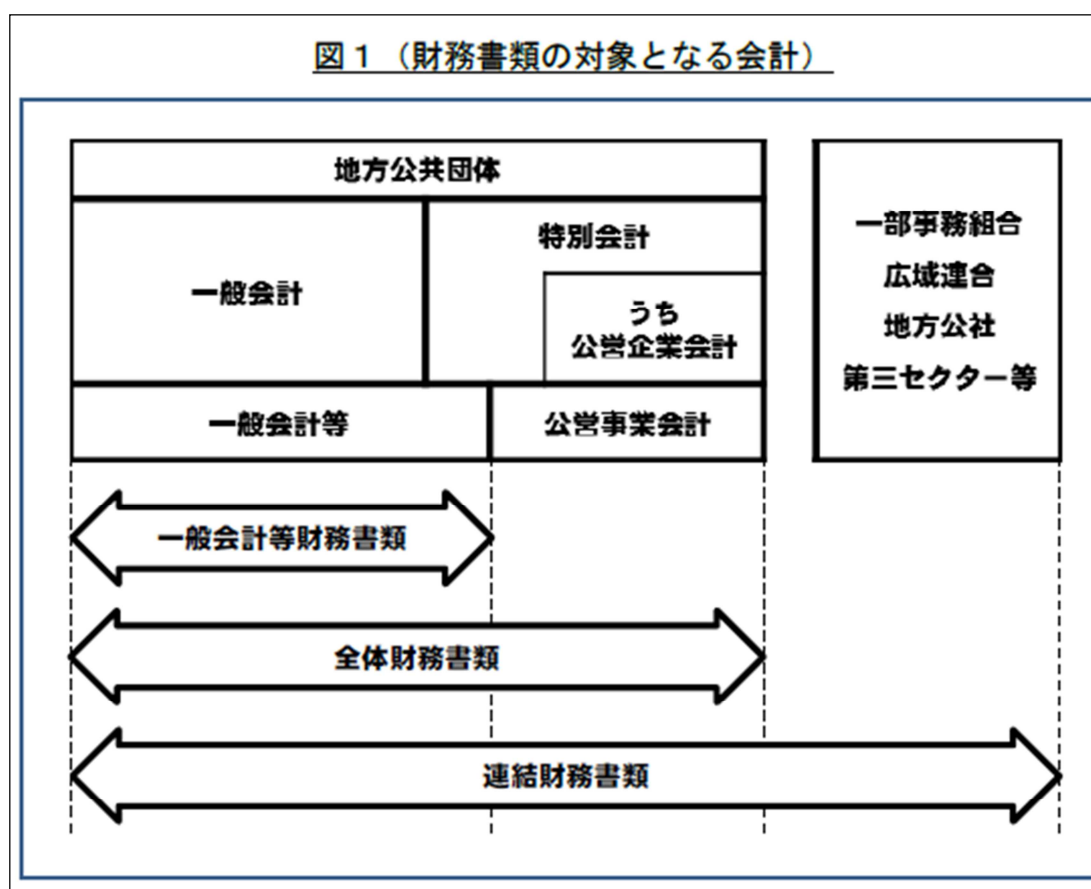
なお、財務書類の活用方法として、前述の地方公共団体間の比較（類似団体や近隣団体）の他に、減価償却費の考え方を予算編成に取り入れ、公共施設ごとの老朽化比率を算出し、比率の高い施設の老朽化対策に予算を優先配分することや、公共施設や行政サービスごとの詳細な行政コストの把握・比較分析が期待されます。

加えて公共施設等総合管理計画においても、将来の施設の更新維持管理費の把握や将来的な公共施設等の維持管理に関する方針策定の基礎資料として、固定資産台帳の活用が有効です。

地方公会計制度の対象

当制度で求められている「連結財務書類」作成について、その対象となる会計は地方公共団体の一般会計のみならず、公営企業会計をはじめとする特別会計、住民サービスの一端を担う一部事務組合・広域連合、市町村からの出資金の他、負担金や補助金の点で地方公共団体と深い関係を持つ、地方三公社や第三セクターを含めることとなっています。

※公営企業会計（法適用）や第三セクター・公社は、すでに固定資産情報の集約や複式簿記が採用されているため（決算書にて、貸借対照表・損益計算書が掲載されている）、公会計制度の項目に合わせるための決算書の読み替えを行います。



（総務省「連結財務書類作成の手引き」2 頁より）

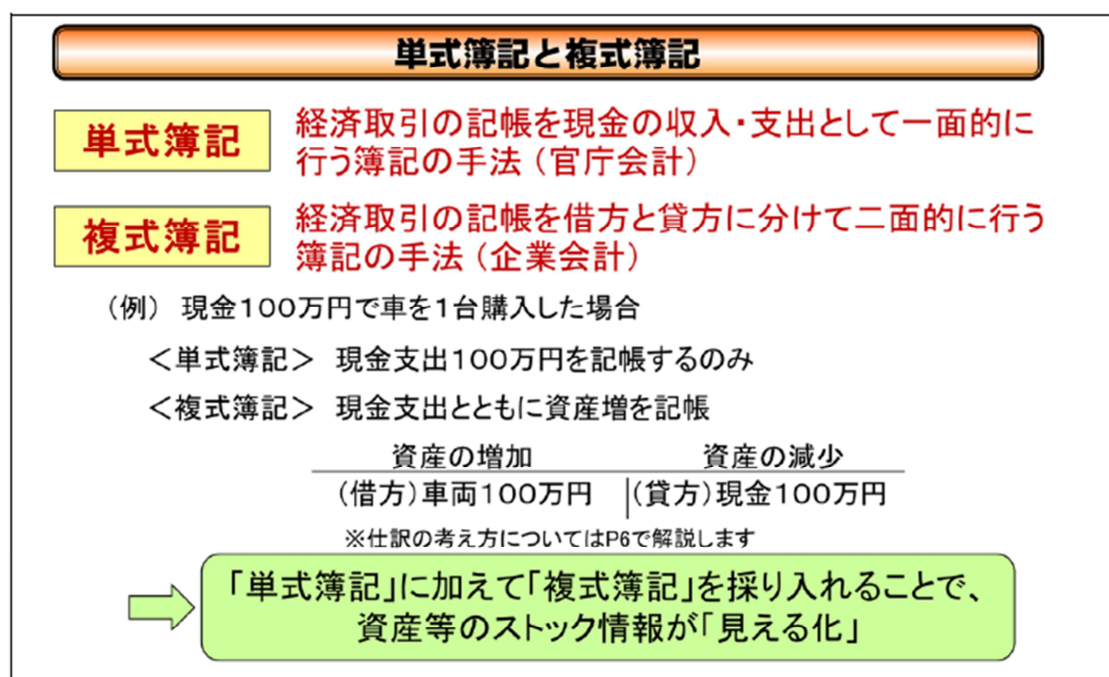
貴町の財務書類は、関係団体（構成団体）からの負担金などの割合に応じ案分を行い、関係団体の連結財務書類作成時に使用します。

2 財務書類の作成にあたって

前章では統一基準の概要について触れましたが、本節では総務省「財務書類作成にあたっての基礎知識」より、財務書類の仕組みについて紹介します。

単式簿記と複式簿記

「簿記とは『特定の経済主体の活動を、貨幣単位といった一定のルールに従って帳簿に記録する手続き』であり、報告書（決算書等）を作成するための技術ですが、その記帳方法によって『単式簿記』と『複式簿記』に区分されます。」（総務省「財務書類作成にあたっての基礎知識」1 頁）

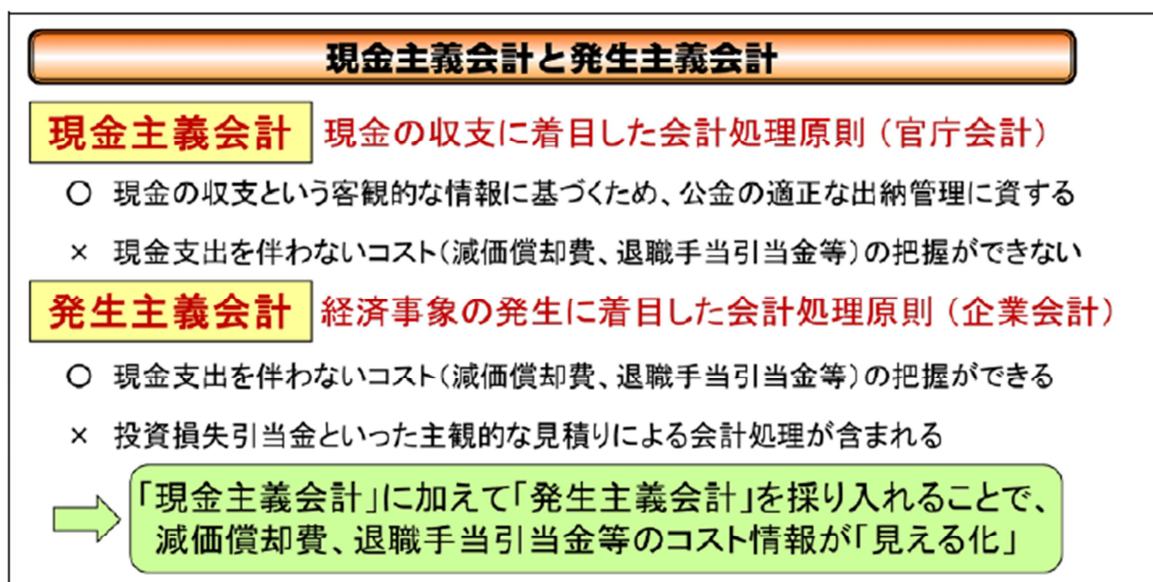


（総務省「財務書類作成にあたっての基礎知識」1 頁より）

複式簿記では、1 件の収入・支出行為に関して、ストック情報（資産・負債）の総体の一覧的把握が可能となります。上記図における例では、固定資産台帳に車が 1 台増加したことを記録しますが、従来公有財産台帳で求められてきた総量（数量等）の他に、固定資産台帳では「いくらで買ったか」という金額情報が必要です。金額情報を記録し、会計年度末で資産と負債を一覧表に集約した貸借対照表を作成すると、対象項目の貸借対照表の残高と固定資産台帳の残高が一致するはずであり、互いを照合することで、どちらかの間違いが発見されるといった検証機能の効果も期待されます。

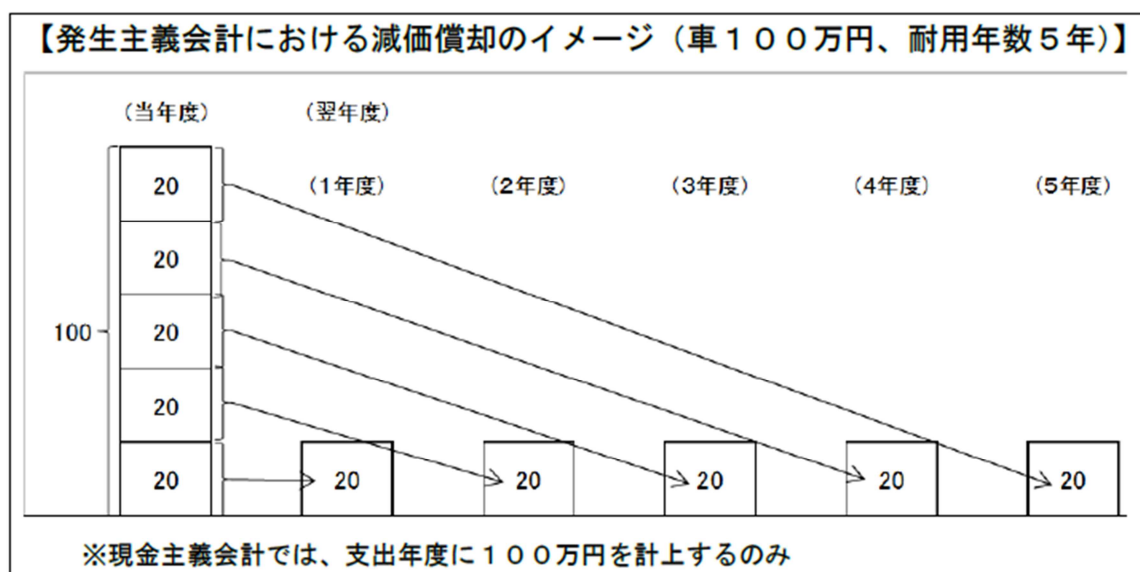
現金主義会計と発生主義会計

「会計とは、『経済主体が行う取引を認識（いつ記録するか）・測定（いくらで記録するか）した上で、帳簿に記録し、報告書を作成する一連の手続き』をいいますが、取引の認識基準の考え方には、『現金主義会計』と『発生主義会計』があります。」（総務省「財務書類作成にあたっての基礎知識」2頁）



（総務省「財務書類作成にあたっての基礎知識」2頁より）

発生主義会計では、現金主義会計では見えにくかった減価償却費等といったコストも含む正確なコストの認識が可能となります。例えば車については、取得年度に一括で費用を計上するのではなく、「減価償却」計算によって利用可能な年度（耐用年数）に渡って費用を配分することとなります（「費用配分の原則」）。



（総務省「財務書類作成にあたっての基礎知識」2頁より）

地方公共団体と民間企業の会計

地方公共団体（官庁会計）と民間企業（株式会社）の会計の主な違いを以下に記載します。

【地方公共団体と民間企業の会計】		
項目	地方公共団体（官庁会計）	民間企業（企業会計）
作成目的	住民の福祉の増進	利益の追求
報告主体	首長	取締役
報告先	住民（提出先は議会）	株主（提出先は株主総会）
説明責任	議会の承認・認定（予算・決算） →事前統制（予算）の重視	株主総会の承認（決算） →事後統制（決算）の重視
簿記方式	単式簿記	複式簿記
認識基準	現金主義会計	発生主義会計
出納整理期間	あり	なし
決算書類	歳入歳出決算書 歳入歳出決算事項別明細書 実質収支に関する調書 財産に関する調書	貸借対照表 損益計算書 株主資本等変動計算書 キャッシュ・フロー計算書

（総務省「財務書類作成にあたっての基礎知識」3 頁より）

「はじめに記載したとおり、地方公共団体における予算・決算に係る会計制度（官庁会計）は、予算の適正・確実な執行を図るという観点から、単式簿記による現金主義会計を採用しています。

一方で、財政の透明性を高め、説明責任をより適切に図る観点から、単式簿記による現金主義会計では把握できない情報（ストック情報（資産・負債）や見えにくいコスト情報（減価償却費等））を住民や議会等に説明する必要性が一層高まっており、そのためには、その補完として複式簿記による発生主義会計の導入が重要です。また、複式簿記による発生主義会計を導入することで、上記のとおりストック情報と現金支出を伴わないコストも含めたフルコストでのフロー情報の把握が可能となりますので、公共施設等の将来更新必要額の推計や、事業別・施設別のセグメント分析など、公共施設等のマネジメントへの活用充実につなげることも可能となります。」（総務省「財務書類作成にあたっての基礎知識」3 頁より）

統一的な基準による財務書類の概要

統一的な基準による財務書類は「貸借対照表」、「行政コスト計算書」、「純資産変動計算書」及び「資金収支計算書」の 4 表又は 3 表（上記の 4 表のうち「行政コスト計算書」と「純資産変動計算書」を結合）からなります（※）。

【貸借対照表】（貸借対照表） →略称：B S（Balance Sheet）

- ・基準日時点における財政状態（資産・負債・純資産の残高及び内訳）を表示したもの

【行政コスト計算書】（損益計算書） →略称：P L（Profit and Loss statement）

- ・一会計期間中の費用・収益の取引高を表示したもの

→現金収支を伴わない減価償却費等も費用として計上

【純資産変動計算書】（株主資本等変動計算書） →略称：N W（Net Worth statement）

- ・一会計期間中の純資産（及びその内部構成）の変動を表示したもの

【資金収支計算書】（キャッシュ・フロー計算書） →略称：C F（Cash Flow statement）

- ・一会計期間中の現金の受払いを 3 つの区分で表示したもの

（総務省「財務書類作成にあたっての基礎知識」4 頁より）

The diagram illustrates the interrelationships between four financial statements:

- 貸借対照表 (Balance Sheet):** Divided into 資産 (Assets) and 負債 (Liabilities). The 資産 side includes うち現金預金 (Cash and Deposits). The 負債 side includes 純資産 (Equity).
- 行政コスト計算書 (Cost of Sales Statement):** Divided into 経常費用 (Regular Expenses), 経常収益 (Regular Income), 臨時損失 (Extraordinary Losses), 臨時利益 (Extraordinary Gains), and 純行政コスト (Net Administrative Costs).
- 純資産変動計算書 (Statement of Changes in Equity):** Divided into 前年度末残高 (Beginning Balance), 純行政コスト (Net Administrative Costs), 財源 (Sources of Funds), 固定資産等の変動 (Changes in Fixed Assets, etc.), and 本年度末残高 (Ending Balance).
- 資金収支計算書 (Statement of Cash Flows):** Divided into 業務活動収支 (Operating Activities), 投資活動収支 (Investing Activities), 財務活動収支 (Financing Activities), 前年度末残高 (Beginning Balance), and 本年度末残高 (Ending Balance).

Arrows indicate the flow of data:

- An arrow points from うち現金預金 in the Balance Sheet to the 本年度末残高 in the Statement of Cash Flows.
- An arrow points from 純資産 in the Balance Sheet to the 本年度末残高 in the Statement of Cash Flows.
- An arrow points from 純行政コスト in the Cost of Sales Statement to the 純行政コスト in the Statement of Changes in Equity.
- An arrow points from 本年度末残高 in the Statement of Changes in Equity to the 本年度末残高 in the Statement of Cash Flows.

※3 行政コスト計算書の「純行政コスト」の金額は、純資産変動計算書に記載されます。

The diagram illustrates the relationship between three financial statements:

- 貸借対照表 (Balance Sheet):**
 - 資産 (Assets):** Includes うち現金預金 (Cash and Deposits).
 - 負債 (Liabilities):** Includes 純資産 (Pure Assets).
- 行政コスト及び純資産変動計算書 (Statement of Administrative Costs and Pure Asset Changes):**
 - 経常費用 (Regular Expenses)
 - 経常収益 (Regular Income)
 - 臨時損失 (Temporary Losses)
 - 臨時利益 (Temporary Gains)
 - 純行政コスト (Pure Administrative Costs)
 - 財源 (Sources of Funds)
 - 固定資産等の変動 (Changes in Fixed Assets, etc.)
 - 前年度末残高 (Previous Year End Balance)
 - 本年度末残高 (Current Year End Balance)
- 資金収支計算書 (Statement of Financial Activities):**
 - 業務活動収支 (Operating Activities)
 - 投資活動収支 (Investing Activities)
 - 財務活動収支 (Financing Activities)
 - 前年度末残高 (Previous Year End Balance)
 - 本年度末残高 (Current Year End Balance)

Arrows indicate the flow of information:

- An arrow points from うち現金預金 in the Balance Sheet to the 本年度末残高 in the Statement of Financial Activities.
- An arrow points from the 本年度末残高 in the Statement of Administrative Costs to the 本年度末残高 in the Statement of Financial Activities.
- An arrow points from the 本年度末残高 in the Statement of Administrative Costs to the 純資産 in the Balance Sheet.

At the bottom right, the text "+ 本年度末 歳計外現金残高" (plus current year end cash balance outside the income statement) is shown.

※2 貸借対照表の「純資産」の金額は、行政コスト及び純資産変動計算書の本年度末残高と対応します。

※貴町の統一基準については「財務書類４表構成」を採用しています。

統一的な基準における仕訳の考え方

「複式簿記による仕訳処理については、統一的な基準では、それぞれ計上される財務書類に応じて、よくあるパターンとして 8 要素の組合せに区分されますが、そのイメージは以下のとおりです。」（総務省「財務書類作成にあたっての基礎知識」6 頁より）

【貸借対照表と行政コスト計算書のイメージ】

【貸借対照表】		【行政コスト計算書】	
借方	貸方	借方	貸方
資産	負債	費用	収益
	純資産		

※「行政コスト計算書」は、借方（左側）と貸方（右側）の大きさにより差額が生じますが、「貸借対照表」は、必ず「資産＝負債＋純資産」となります。（このことを、「貸借平均の原理」といいます。）

【取引の 8 要素（よくあるパターン）】

借方	貸方
資産の増加	資産の減少
負債の減少	負債の増加
純資産の減少	純資産の増加
費用等の発生	収益等の発生

※統一的な基準では、効率的に資金収支計算書を作成する観点から、仕訳上は、資産「現金預金」を同計算書の勘定科目に置き換えて処理することとしていることに留意してください。

※統一的な基準では、要素として「資産」、「負債」、「純資産」、「費用等（費用、その他の純資産減少原因）」及び「収益等（収益、財源及びその他の純資産増加原因）」に区分されます。

（総務省「財務書類作成にあたっての基礎知識」6 頁より）

統一的な基準の勘定科目

統一基準財務書類作成にあたっては「勘定科目」に基づいた複式仕訳を行います。主な勘定科目と、現金収支を伴わない発生主義会計特有の主な勘定科目は以下のとおりです。

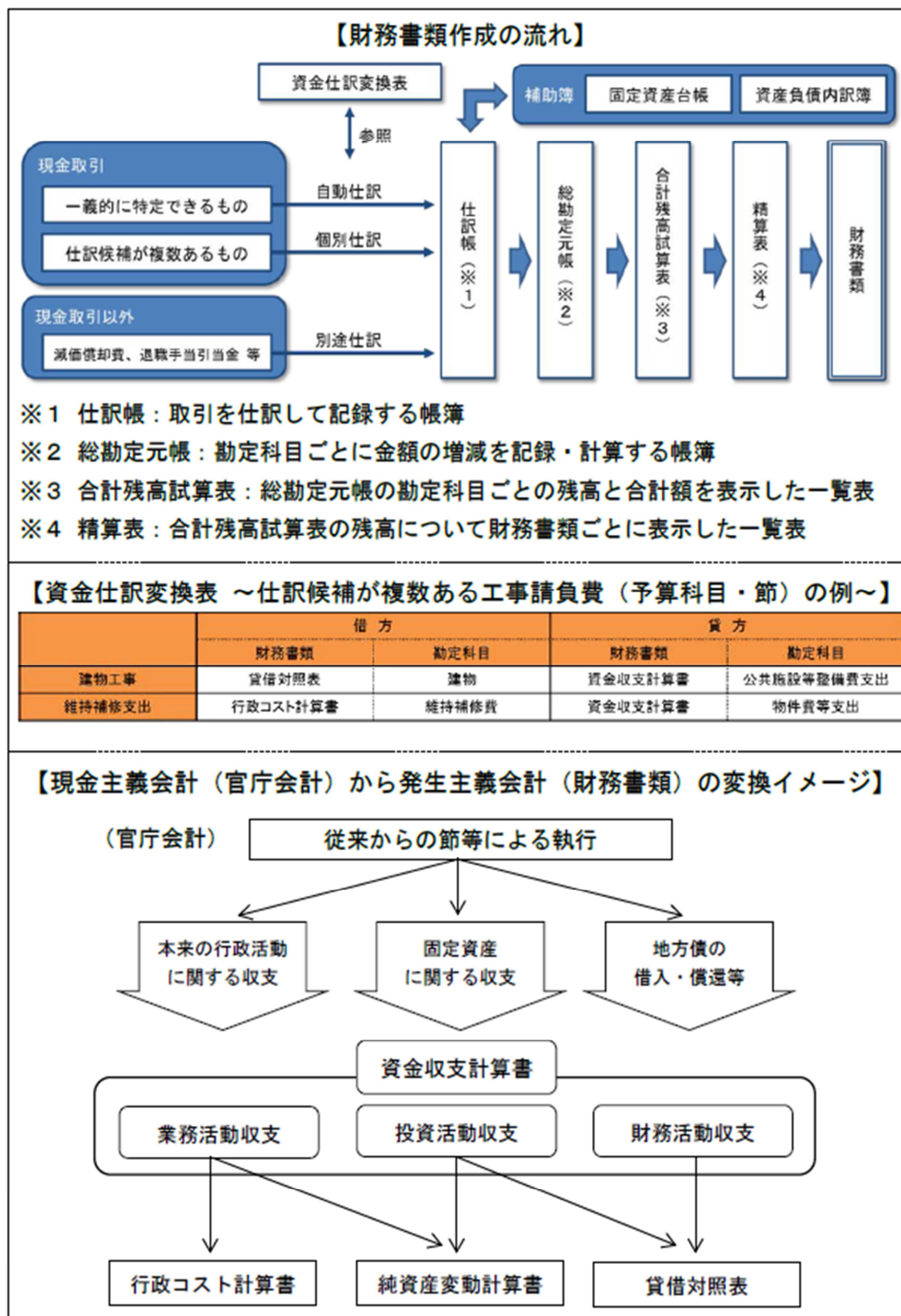
【勘定科目の例】	
要素	勘定科目の例
資産	土地、建物、有価証券、出資金、現金預金、棚卸資産
負債	地方債、退職手当引当金(※1)、未払金(※2)、未払費用(※3)、賞与等引当金(※1)
純資産	固定資産等形成分、余剰分(不足分)
費用等	職員給与費、維持補修費、減価償却費(※4)、支払利息、補助金等、有形固定資産等の減少(固定資産等形成分)
収益等	使用料及び手数料、税金等、国県等補助金、有形固定資産等の増加(固定資産等形成分)

【現金収支を伴わない発生主義会計特有の主な勘定科目】	
※1 引当金 ・将来見込まれる費用や損失を、あらかじめ計上するもの <種類> ・評価性引当金：資産の控除の性格を持つもので、資産に計上するもの →例：投資損失引当金、徴収不能引当金 ・負債性引当金：将来の支出を伴うもので、負債に計上するもの →例：退職手当引当金、損失補償等引当金、賞与等引当金	
※2 未払金(⇔未収金) ・特定の契約等により既に確定している債務のうち、その代金を支払っていないもの	
※3 未払費用(⇔未収収益) ・一定の契約に従い継続的に受けている役務に関して、すでに提供された役務に対していまだその対価を支払っていないもの	
※4 減価償却費 ・適正な期間損益計算を行うため、 <u>固定資産の価値が減少した分だけ帳簿価額を減少させること</u>	

(総務省「財務書類作成にあたっての基礎知識」7頁より)

統一的な基準による財務書類作成の流れ

複数仕訳を含めた統一基準による財務書類作成の流れとして、総務省では下記の通り想定しています。



（総務省「財務書類作成にあたっての基礎知識」8頁より）

3 統一基準開始貸借対照表（平成 27 年度決算）作成

「開始貸借対照表の作成とは、統一的な基準導入初年度の期首における貸借対照表上の資産、負債及び純資産残高を、勘定科目別に算定することです。一般会計等におけるこれらの期首残高は、既存の各種台帳等の原簿を活用して棚卸的に調査の上、期首における価額を評価して作成します。なお、既に財務書類を作成している場合は、当該基準変更による影響額等を注記することが望まれます。」（総務省「財務書類作成要領」12 頁、46 段より）

貴町においては、「総務省方式改訂モデル連結財務書類（平成 27 年度決算）」とともに、固定資産台帳データを計上した「統一基準開始貸借対照表（平成 27 年度決算）」を作成しております。

なお「統一基準開始貸借対照表（平成 27 年度決算）」作成の際は、財務書類作成要領にて示されている以下の内容に準拠しています。

固定資産については、固定資産台帳（建設仮勘定を含みます。）を整備したうえで、その計数を用います。固定資産台帳の整備については、「資産評価及び固定資産台帳整備の手引き」を参照してください。

（総務省「財務書類作成要領」13 頁、48 段より）

純資産の残高は、資産と負債との差額として算定されますが、貸借対照表上の純資産勘定には、固定資産等形成分、余剰分（不足分）が存在します。

（総務省「財務書類作成要領」13 頁、49 段より）

開始貸借対照表について、固定資産等形成分には、固定資産の額に流動資産における短期貸付金及び基金等を加えた額を記載してください。

（総務省「財務書類作成要領」13 頁、50 段より）

開始貸借対照表においても、一般会計等内部に、債権・債務関係等が存在するときは合算後、相殺消去を行わなければなりません。

（総務省「財務書類作成要領」13 頁、51 段より）

また、具体的な勘定科目別の計上基準については下記を原則としますが、個別具体的な計上基準については協議の上決定するものとします。

投資その他の資産	
投資及び出資金	
有価証券	市場価格のある有価証券の現在高(評価損益を含む)
出資金	市場価格のない出資金のうち連結対象団体に対する出資金を除く現在高
その他	連結対象団体に対する出資金の現在高
投資損失引当金	連結対象団体に対する出資金が「著しく低下した場合」に実質価額と取得価額との差額を計上
長期延滞債権	滞納繰越分収入未済額
長期貸付金	貸付金残高のうち翌年度以降に償還期限を迎える分
基金	
減債基金	・繰上償還相当額を減債基金に積み立てるもの ・満期一括償還に備えて毎年一定率ずつ減債基金に積み立てているもの
その他	特定目的基金及び定額運用基金の現在高
その他	退職手当引当金がマイナスとなった場合に絶対値を計上
徴収不能引当金	不納欠損額の状況を踏まえ、妥当と思われる引当金計上を行う
流動資産	
現金預金	歳入歳出差引額と歳計外現金の年度末残高
未収金	現年調停分収入未済額
短期貸付金	貸付金残高のうち翌年度に償還期限を迎える分
基金	※市場価額のある有価証券によって積み立てられた基金の評価益は加算しない
財政調整基金	財政調整基金の現在高
減債基金	固定資産計上分以外のもの
棚卸資産	年度末時点で残存する商品、仕掛品、製品等の現在高
その他	※対象なし
徴収不能引当金	不納欠損額の状況を踏まえ、妥当と思われる引当金計上を行う
固定負債	
地方債	年度末残高のうち翌年度償還分を除いたもの
長期未払金	・事前に物の引き渡しのみを受けたもの ・事前にサービスの提供のみを受けたもの ・履行が確定した損失補償・債務保証 に対する決算翌々年度以降支払予定額
退職手当引当金	決算年度末時点で当該会計に所属する全職員が退職した場合に、市町村が支払う予定額及び退職手当組合積立金がマイナスの場合はその絶対値の合計
損失補償等引当金	健全化4⑥F ※原則一般会計のみで計上
その他	リース資産(1件あたり300万円以上、リース期間終了後所有権移転) に対する決算翌々年度以降支払予定額
流動負債	
1年内償還予定地方債	年度末残高のうち翌年度償還分
未払金	事前に物の引き渡しのみを受けたもの及びリース資産(1件あたり300万円以上、リース期間終了後所有権移転)に対する決算翌年度支払予定額
未払費用	事前にサービスの提供のみを受けたもの及び履行が確定した損失補償・債務保証に対する決算翌年度支払予定額
前受金	※対象なし
前受収益	※対象なし
賞与等引当金	決算翌年度6月に支払われる期末・勤勉手当及び法定福利費見合額の決算年度相当分
預り金	歳計外現金の年度末残高
その他	・退職手当組合に積み立てを行っていない場合に、市町村が翌年度に支払いを予定する退職手当総額 ・リース資産(1件あたり300万円以上、リース期間終了後所有権移転)に対する決算翌年度支払予定額

4 複式仕訳パターン

貴町の平成 27 年度歳入歳出決算にかかる執行データを受領し、統一基準にて仕訳を行いました。なお、仕訳変換結果は添付資料にて提示します。

資金仕訳の概要

従来の総務省方式改訂モデル財務書類では、決算統計を基に作成していましたが、統一基準では、歳入歳出の「資金仕訳」によって財務書類上の計上先を確定させることが必要となります。その際は、総務省の財務書類作成要領における仕訳要領に従います。

原則、一件の歳入歳出に対して一件の仕訳パターンが特定されます（「別表 6-1 歳入科目（特定）」「別表 6-2 歳出科目（特定）」）が、歳入歳出の科目によっては、一件の歳入歳出に対して二件以上の仕訳先が適用される場合があります（複数仕訳）。複数仕訳の内容を確定させるには、一件の歳入歳出の内訳調査が必要になる点に注意が必要です。

複数仕訳の具体例として、工事請負費は、一件の歳出（伝票・執行記録）で、費用（フロー）と資産（ストック）のどちらにも支出されている可能性があります。具体的には、建物や工作物の取得が行われる「工事請負費」ですが、中には維持補修的な支出も含まれます。維持補修的な支出は「費用（フロー）」に区分されますが、建物や工作物の取得についてはは資産（ストック）に区分されます。

また、一件の歳出（「工事請負費」）の全額が資産（ストック）整備であった場合でも、その歳出の中で建物と工作物といった、種類や耐用年数が異なる複数の資産が同時に取得されている可能性があり、その場合は一件の歳出から二件以上の歳出仕訳を行うことになります。さらに、建物や工作物といった有形固定資産は、固定資産台帳にならい「事業用資産」「インフラ資産」を区別して仕訳を行う点にも注意が必要です。

別表6 資金仕訳変換表

- 1 本表は、現在までの検討に基づき作成したものであって、今後の実務経験・検討を通じて、拡充改善されるものである。
- 2 本表の対象は、歳入歳出(現金取引)に関する仕訳に限定している。未収金、未払金、徴収不能引当金、その他非資金取引等に関する仕訳は《別表7 非資金仕訳例》に記載している。
- 3 予算科目名に「※」印を付したものについては、複数の仕訳が発生するため《別表6-3 歳入科目(仕訳複数例)》及び《別表6-4 歳出科目(仕訳複数例)》を参照されたい。
- 4 4表で例示

別表6-1 歳入科目(特定)

予算科目名	借方		貸方	
	財 源	勘定科目名	財 源	勘定科目名
1.都道府県税、市町村税	CF	税収等収入	NW	税収等
2.地方消費税精算金	CF	税収等収入	NW	税収等
3.地方譲与税	CF	税収等収入	NW	税収等
4.税交付金				
利子割交付金	CF	税収等収入	NW	税収等
配当割交付金	CF	税収等収入	NW	税収等
株式等譲渡所得割交付金	CF	税収等収入	NW	税収等
地方消費税交付金	CF	税収等収入	NW	税収等
自動車取得税交付金	CF	税収等収入	NW	税収等
市町村たばこ税	CF	税収等収入	NW	税収等
都道府県交付金	CF	税収等収入	NW	税収等
ゴルフ場利用税交付金	CF	税収等収入	NW	税収等
軽油引取税交付金	CF	税収等収入	NW	税収等
国有提供施設等所在地市町村助成交付金	CF	税収等収入	NW	税収等
5.地方特例交付金	CF	税収等収入	NW	税収等
6.地方交付税	CF	税収等収入	NW	税収等
7.交通安全対策特別交付金	CF	税収等収入	NW	税収等
8.分担金及び負担金	CF	税収等収入	NW	税収等
9.使用料及び手数料	CF	使用料及び手数料収入	PL	使用料及び手数料
10.国庫支出金※				
11.都道府県支出金※				
12.財産収入				
財産貸付収入	CF	その他の収入(業務収入)	PL	その他(経常収益)
利子及び配当金	CF	その他の収入(業務収入)	PL	その他(経常収益)
財産(不動産・物品)売却収入※				
生産物売却収入※				
13.寄付金	CF	税収等収入	NW	税収等
14.繰入金				
特別会計繰入金	CF	税収等収入	NW	税収等
基金繰入金※				
財産区繰入金	CF	税収等収入	NW	税収等
15.繰越金	【仕訳不要】			
16.諸収入				
延滞金、加算金及び過料等	CF	その他の収入(業務収入)	PL	その他(経常収益)
都道府県・市町村預金利子	CF	その他の収入(業務収入)	PL	その他(経常収益)
貸付金元利収入※				
受託事業収入	CF	その他の収入(業務収入)	PL	その他(経常収益)
収益事業収入	CF	その他の収入(業務収入)	PL	その他(経常収益)
利子割精算金収入	CF	税収等収入	NW	税収等
借入金	CF	その他の収入(財務活動収入)	BS	その他(固定負債)
雑入	CF	その他の収入(業務収入)	PL	その他(経常収益)
17.地方債	CF	地方債発行収入	BS	地方債
(特別会計に固有の科目)				
国民健康保険料	CF	税収等収入	NW	税収等
国民健康保険税	CF	税収等収入	NW	税収等
介護保険料	CF	税収等収入	NW	税収等
療養給付費等交付金	CF	税収等収入	NW	税収等
連合会支出金	CF	税収等収入	NW	税収等
共同事業交付金	CF	税収等収入	NW	税収等
支払基金交付金	CF	税収等収入	NW	税収等
共済掛金及び交付金	CF	その他の収入(業務収入)	PL	その他(経常収益)
保険金	CF	その他の収入(業務収入)	PL	その他(経常収益)
連合会特別交付金	CF	その他の収入(業務収入)	PL	その他(経常収益)
保険金及び診療補填金	CF	その他の収入(業務収入)	PL	その他(経常収益)
診療収入	CF	その他の収入(業務収入)	PL	その他(経常収益)
賦課金	CF	その他の収入(業務収入)	PL	その他(経常収益)

別表6-2 歳出科目(特定)

予算科目名	借方		貸方	
	財 書	勘定科目名	財 書	勘定科目名
1.報酬	PL	その他(人件費)	CF	人件費支出
2.給料	PL	職員給与費	CF	人件費支出
3.職員手当等※				
4.共済費	PL	職員給与費	CF	人件費支出
5.災害補償費	PL	職員給与費	CF	人件費支出
6.恩給及び退職年金	PL	その他(人件費)	CF	人件費支出
7.賞金	PL	物件費(人件費に計上されるものを除く)	CF	物件費等支出
8.報償費	PL	物件費	CF	物件費等支出
9.旅費	PL	物件費	CF	物件費等支出
10.交際費	PL	物件費	CF	物件費等支出
11.需用費				
消耗品費	PL	物件費	CF	物件費等支出
燃料費	PL	物件費	CF	物件費等支出
食糧費	PL	物件費	CF	物件費等支出
印刷製本費	PL	物件費	CF	物件費等支出
光熱水費	PL	物件費	CF	物件費等支出
修繕料	PL	物件費(家屋等の修繕で維持補修費に計上されるものを除く)	CF	物件費等支出
舗材料費	PL	物件費	CF	物件費等支出
飼料費	PL	物件費	CF	物件費等支出
医薬材料費	PL	物件費	CF	物件費等支出
12.役務費				
通信運搬費	PL	物件費	CF	物件費等支出
保管料	PL	物件費	CF	物件費等支出
広告費	PL	物件費	CF	物件費等支出
手数料	PL	物件費	CF	物件費等支出
筆耕翻訳料	PL	物件費	CF	物件費等支出
火災保険料	PL	その他(その他の業務費用)	CF	物件費等支出
自動車損害保険料	PL	その他(物件費等)	CF	物件費等支出
13.委託料※				
14.使用料及び賃借料	PL	物件費	CF	物件費等支出
15.工事請負費※				
16.原材料費	PL	維持補修費(物件費に計上されるものを除く)	CF	物件費等支出
17.公有財産購入費※				
18.備品購入費※				
19.負担金、補助及び交付金	PL	補助金等	CF	補助金等支出
20.扶助費	PL	社会保障給付	CF	社会保障給付支出
21.貸付金※				
22.補償、補填及び賠償金	PL	その他(移転費用)	CF	その他の支出(移転費用支出)
23.償還金、利子及び割引料※				
24.投資及び出資金※				
25.積立金※				
26.寄附金	PL	その他(移転費用)	CF	その他の支出(移転費用支出)
27.公課費	PL	その他(移転費用)	CF	その他の支出(移転費用支出)
28.繰出金※				

別表6-3 歳入科目(仕訳複数例)

歳入科目だけから勘定科目が特定できないときは、次の例を参考に、取引内容を検討し、科目及び金額を特定して仕訳する。

予算科目・ケース	借方		貸方	
	財 源	勘定科目名	財 源	勘定科目名
国庫支出金	業務活動支出の財源に充当したのか投資活動支出の財源に支出したのかを特定する。			
	CF	国県等補助金収入(業務収入)	NW	国県等補助金
	CF	国県等補助金収入(臨時収入)	NW	国県等補助金
	CF	国県等補助金収入(投資活動収入)	NW	国県等補助金
都道府県支出金	業務活動支出の財源に充当したのか投資活動支出の財源に支出したのかを特定する。			
	CF	国県等補助金収入(業務収入)	NW	国県等補助金
	CF	国県等補助金収入(臨時収入)	NW	国県等補助金
	CF	国県等補助金収入(投資活動収入)	NW	国県等補助金
財産(不動産・物品)売却収入	1 売却物が台帳記載の固定資産か否かを調査する。 2 売却物が固定資産の場合は、その科目を特定する。 3 資産売却において、簿価に対して売却損益が生じたときは、更に《別表7-1》の仕訳を行う。			
(固定資産)	CF	資産売却収入	BS	土地
	CF	資産売却収入	BS	建物
	CF	資産売却収入	BS	立木竹
	CF	資産売却収入	BS	工作物
	CF	資産売却収入	BS	船舶
	CF	資産売却収入	BS	浮標等
	CF	資産売却収入	BS	航空機
	CF	資産売却収入	BS	その他(事業用資産・インフラ資産)
	CF	資産売却収入	BS	物品
	CF	資産売却収入	BS	ソフトウェア
	CF	資産売却収入	BS	その他(無形固定資産)
(固定資産以外)	CF	資産売却収入	PL	資産売却益(臨時利益)
(有価証券売却収入)	売却において、売却損益が生じたときは、更に《別表7-1》の仕訳を行う。			
	CF	資産売却収入	BS	有価証券
生産物売却収入	1.売却物が、台帳記載の棚卸資産である場合は、以下の仕訳を行う。 2.棚卸資産の売却において、当該棚卸資産の簿価に対する売却損益が生じたときは、更に《別表7-1》の仕訳を行う。			
	CF	資産売却収入	BS	棚卸資産
基金繰入金	取崩した基金の科目を特定する。			
基金等の取崩しのとき	CF	基金取崩収入	BS	財政調整基金
	CF	基金取崩収入	BS	減債基金(流動資産・固定資産)
	CF	基金取崩収入	BS	その他(基金)
貸付金元利収入	1.長期貸付金と短期貸付金とに分け、更に元本額と利息額を分ける。 2.利息分については、PLの収益として処理。 3.償還金に元金と利息が混在している場合は、当初は総額で仕訳しておき、整理仕訳において、利息額分を収益に振り替えてもよい(《別表7-1》参照)。			
(長期貸付金元本額償還)	CF	貸付金元金回収収入	BS	長期貸付金
(短期貸付金元本額償還)	CF	貸付金元金回収収入	BS	短期貸付金
(利息額)	CF	その他の収入(業務収入)	PL	その他(経常収益)
(償 還 金)	償還された資産の科目を特定する。			
	CF	その他の収入(投資活動収入)	BS	出資金
	CF	貸付金元金回収収入	BS	その他(投資及び出資金)
	CF	その他の収入(投資活動収入)	BS	その他(投資及び出資金)

別表6-4 歳出科目(仕訳複数例)

歳出科目から勘定科目を特定することができないときは、次の例を参考に、取引内容を検討のうえ、科目及び金額を特定して仕訳を行う。

予算科目・ケース	借方		貸方	
	財 書	勘定科目名	財 書	勘定科目名
職員手当等	賞与等引当金を充当して支払った部分につき、《別表7-1》の仕訳を行う。			
	PL	職員給与費	CF	人件費支出
委託料	1.工事の設計委託、ソフトウェアの開発委託等、資産形成支出が混在している可能性があるため、これを抽出し、資産については、建設仮勘定、ソフトウェア等、科目を特定する。 2.自己資産の形成につながらない支出は経費とし、借方PLとする。			
(例)ソフトウェア開発支出	BS	ソフトウェア	CF	公共施設等整備費支出
(例)インフラ資産(建設仮勘定)	BS	建設仮勘定(インフラ資産)	CF	公共施設等整備費支出
(例)資産形成以外(事務委託等)	PL	物件費	CF	物件費等支出
工事請負費	1.資産形成支出と費用が混在している可能性があるため、これを分け、資産については、建物、建設仮勘定等、科目を特定する。 2.資産形成につながらない収益的支出は、PL維持補修費として処理する。			
(例)事業用建物工事	BS	建物(事業用資産)	CF	公共施設等整備費支出
(例)インフラ資産(建物)	BS	建物(インフラ資産)	CF	公共施設等整備費支出
(例)維持補修支出	PL	維持補修費	CF	物件費等支出
公有財産購入費	1.インフラ資産や事業用資産の科目を特定する。 2.なお、資産算入範囲外の経費支出が混在するときは、そのPL科目を特定する。			
(例)建物	BS	建物	CF	公共施設等整備費支出
(例)土地	BS	土地	CF	公共施設等整備費支出
資産形成に繋がらない支出	PL	科目を特定する。例えば物件費。	CF	物件費等支出
備品購入費	資産形成支出(原則として50万円以上)と、消耗品費支出が混在している可能性があるため、これを分け、資産については科目を特定する。			
(例)物品の購入(50万円以上)	BS	物品	CF	公共施設等整備費支出
50万円未満の物の購入	PL	物件費	CF	物件費等支出
貸付金	1.長期貸付金と短期貸付金に分け、更に貸付に要する事務費用があれば、これを別途に抽出する。 2.短期貸付金については、純資産上は財源区分内部の振替とみなし、あらためて財源仕訳は行わない。 3.貸付に付随する事務費用はPLで処理する。			
長期貸付金	BS	長期貸付金	CF	貸付金支出
短期貸付金	BS	短期貸付金	CF	貸付金支出
貸付費用	PL	その他(その他の業務費用)	CF	その他の支出(業務費用支出)
償還金、利子及び割引料	償還金元本については、債務残高が減少する科目を特定し、また、利子・割引料等はPLで処理する。			
1年以内償還予定地方債元本償還	BS	1年以内償還予定地方債	CF	地方債償還支出
短期借入金元本償還	BS	その他(流動負債)	CF	その他の支出(財務活動支出)
地方債元本償還	BS	地方債	CF	地方債償還支出
長期借入金元本償還	BS	その他(固定負債)	CF	その他の支出(財務活動支出)
地方債利子支払	PL	支払利息	CF	支払利息支出
借入金利子支払	PL	支払利息	CF	支払利息支出
過年度分過誤納還付	PL	その他(その他の業務費用)	CF	その他の支出(業務費用支出)
投資及び出資金	投資等の科目を特定する。			
有価証券購入	BS	有価証券	CF	投資及び出資金支出
出資	BS	出資金	CF	投資及び出資金支出
その他の投資	BS	その他(投資及び出資金)	CF	投資及び出資金支出
積立金	積立金等の科目を特定する。			
財政調整基金	BS	財政調整基金	CF	基金積立金支出
減債基金(長期)	BS	減債基金(固定資産)	CF	基金積立金支出
(短期)	BS	減債基金(流動資産)	CF	基金積立金支出
その他の基金・積立金	BS	その他(流動資産)	CF	基金積立金支出
繰出金	繰出金が他会計への経常移転である場合と、基金等の取崩である場合に分け、後者については、基金を特定する。			
他会計への経常移転支出	PL	他会計への繰出金	CF	他会計への繰出支出

(総務省「財務書類作成要領」65～68 頁より)

5 総務省方式改訂モデル連結財務書類（平成 27 年度決算）作成

本年度については、「統一基準開始貸借対照表（平成 27 年度決算）」と並行して「総務省方式改訂モデル連結財務書類（平成 27 年度決算）」の作成を行っています。総務省管理の決算統計データを基に有形固定資産、減価償却費、国・都道府県支出金の算定を行い、貸借対照表作成に必要なデータを整備しました。また、そのデータ及び平成 27 年度決算の決算統計データを基に財務書類 4 表の作成を行っております。総務省方式改訂モデル連結財務書類（平成 27 年度決算）については別紙にてご確認ください。

本業務報告書中、当該年度とは財務諸表作成対象年度を指し、前年度は作成対象年度の 1 年前の年度を、翌年度は作成対象年度の 1 年後の年度を指します。また、本報告書中で総務省より公表されている「新地方公会計制度実務研究会報告書（平成 19 年 10 月）」より抜粋をしている部分がありますが、その中の決算統計の表・行・列の番号はこの資料が公表された平成 19 年度当時の表・行・列の番号であり、現在の決算統計とは異なっている場合があります。

6 総務省方式改訂モデル 普通会計財務書類分析

貸借対照表や行政コスト計算書などの財務書類をさまざまな観点から分析することにより、地方公共団体の財政状況を判断します。分析の手法としては、指標・比率分析など、いくつかの項目を貸借対照表、行政コスト計算書のそれぞれの財務書類に関して分析を行った内容を記載するものとします。

資産形成度

ここでは、資産残高に着目し、将来世代に残る資産がどれくらいあるのか、自治体の規模（財政や人口など）に対して資産が多いのか少ないのかを分析します。

基金のような資産は多いほど余裕があると言えますが、有形固定資産は将来のコストを発生させる要因となりますので、適正なレベルで維持することが重要であると考えられます。

資産総額（千円）

決算時点で保有している資産の総額です。

	平成26年度	平成27年度
資産総額 (千円)	14, 599, 147	14, 419, 337

住民一人当たり資産額（千円）

決算時点で保有している資産を、その時点での住民基本台帳人口で割ったものです。住民一人当たりの資産額を用いることで、人口規模に対する資産の割合が多いか少ないかを判断する数値となるほか、類似団体との比較を容易にします。

$$\text{住民一人当たり資産額} = \text{資産総額} / \text{住民基本台帳人口}$$

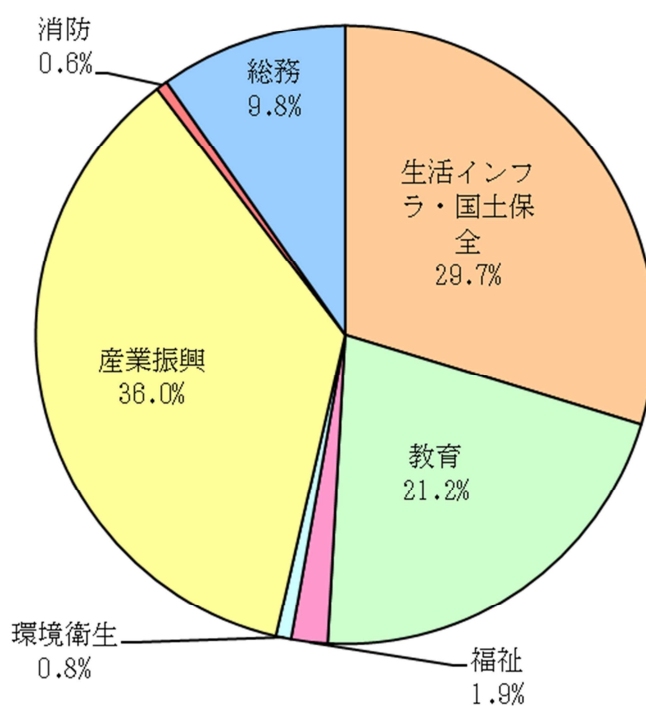
	平成26年度	平成27年度
住民一人当たり資産額 (千円)	2, 915	2, 965
住民基本台帳人口 (1月1日時点) (人)	5, 008	4, 863

有形固定資産の行政目的別割合（％）

行政目的ごとに見た有形固定資産の割合です。当該自治体がこれまでにどの行政目的の開発、発展に力を注いできたのかが読み取れます。

		平成26年度	平成27年度
生活インフラ・国土保全	(%)	30.2%	29.7%
教育	(%)	21.7%	21.2%
福祉	(%)	1.8%	1.9%
環境衛生	(%)	0.4%	0.8%
産業振興	(%)	35.0%	36.0%
消防	(%)	0.7%	0.6%
総務	(%)	10.2%	9.8%
有形固定資産合計	(%)	100.0%	100.0%

有形固定資産の行政目的別割合(%)



資産老朽化比率（％）

償却対象資産の取得価額に対する減価償却累計額の割合を求めることで、減価償却がどれくらい進んでいるのかを表現します。資産老朽化比率が高いほど建替えや改修などのコストがかかることが予想されます。

$$\text{資産老朽化比率} = \text{減価償却累計額} / (\text{有形固定資産} - \text{土地} + \text{減価償却累計額})$$

区分	土地 (千円)	減価償却累計額 (千円)	有形固定資産 (千円)	老朽化比率 (%)
生活インフラ・国土保全	438,334	2,246,930	3,174,489	45.1%
教育	82,716	1,658,773	2,259,793	43.2%
福祉	31,808	260,983	202,295	60.5%
環境衛生	15,395	244,852	88,575	77.0%
産業振興	362,288	7,254,899	3,839,154	67.6%
消防(警察)	19,906	182,520	68,073	79.1%
総務	181,049	2,406,920	1,044,483	73.6%
合計	1,131,496	14,255,877	10,676,862	59.9%

歳入額対資産比率（％）

その年度の歳入額と資産残高を比較し、現在の規模の資産を整備しようとした場合に何年分の歳入が必要かを表します。これにより、自治体の歳入規模に対する資産の形成度合いを測ることができます。

$$\text{歳入対資産比率} = \text{資産総額} / \text{歳入総額}$$

	平成26年度	平成27年度
歳入額対資産比率 (年)	4.8	4.2
歳入総額 (千円)	3,040,230	3,436,432

世代間公平性

ここで言う世代間とは、現世代と将来世代のことを指します。公平性とは、自治体の資産を形成するにあたって、住民として負担する金額が公平であるかという意味です。つまり、現在保有している資産を形成するにあたって、現世代以前の負担する額が大きいのか、将来世代が負担する額が大きいのかを分析するということです。

純資産比率（％）

資産総額に占める純資産総額の割合を求めます。これが、いわゆる現世代以前による負担割合ということになります。

$$\text{純資産比率} = \text{純資産総額} / \text{資産総額}$$

	平成26年度	平成27年度
純資産比率 (％)	78.4%	79.0%
純資産総額 (千円)	11,450,809	11,389,779

社会資本等形成の世代間負担比率（将来世代負担比率）（％）

資産の中でも長期的に使うことが可能な有形固定資産等について、資産整備に用いた金額のうち、現在負債となっている割合を求めます。これにより、将来世代が負担していく割合が分かります。

社会資本等形成の世代間負担比率（将来世代負担比率）

＝（地方債残高＋翌年度償還予定地方債残高＋長期未払金＋未払金）

－公共資産整備に充当しない地方債残高／（公共資産＋投資等－公共資産整備に充当しない基金）

	平成26年度	平成27年度
社会資本等形成の世代間負担比率（％）	5.9%	5.0%
地方債残高（千円）	2,020,842	2,038,496
翌年度償還予定地方債残高（千円）	245,596	224,418
物件の購入に係る長期未払金（千円）	1,133	800
物件の購入に係る未払金（千円）	0	0
公共資産整備に充当しない地方債残高（千円）	1,496,632	1,616,218
災害復旧事業債残高（千円）	10,828	7,258
退職手当債残高（千円）	0	0
国の予算貸付・政府関係機関貸付債残高（千円）	47,711	45,718
財政対策債残高（千円）	0	0
減収補てん債残高（千円）	0	0
減税補てん債残高（千円）	36,547	16,172
臨時税収補てん債残高（千円）	6,017	4,051
臨時財政対策債残高（千円）	1,395,529	1,405,841
他団体向け地方債（B/S注記）（千円）	0	137,178
補助金等財源地方債残高（千円）	0	0
公共資産合計（千円）	10,673,953	10,676,862
投資等合計（千円）	2,419,635	2,256,776
公共資産整備に充当しない基金（千円）	0	0

持続可能性（健全性）

ここでは、現時点での負債の程度を分析し、この先財政が健全に推移するかどうかの判断材料とします。社会情勢や景気動向などに左右される部分がありますが、これまでの傾向を知ることによって将来の負担が見えてきます。

負債総額（千円）

貸借対照表に記載された負債総額です。ここで言う負債には、地方債などのいわゆる借金と、将来支払うことが具体的に予想できる額（賞与引当金や退職手当引当金など）が含まれています。

	平成26年度	平成27年度
負債総額 (千円)	3, 148, 338	3, 029, 558

住民一人当たり負債額（千円）

先ほどの負債総額を住民一人当たりにした額です。将来の負担を現時点の住民がすべて負うわけではありませんが、これまでの行政活動によって生じた負債が、住民一人あたりどれくらいあるのかを算定することによって、類似団体との比較や人口規模に対する負債額の多寡を判断する材料として用いることができます。

$$\text{住民一人当たり負債額} = \text{負債総額} / \text{住民基本台帳人口}$$

	平成26年度	平成27年度
住民一人当たり負債額 (千円)	629	623
住民基本台帳人口 (1月1日時点) (人)	5, 008	4, 863

効率性

ここで言う効率性とは、行政コストがどれくらいかかっているか、ということを指します。一概にコストの低い方が、効率が良いとは言い切れませんが、少ないコストで財政運営が行えているという指標になります。

本来であれば住民満足度調査のようなものを考慮したうえで分析すべきですが、財務書類の活用という点から、ここでは財務書類上の数字を主に用いて分析します。

住民一人当たり純経常行政コスト（千円）

発生主義的な負担まで含めたコストが、住民一人当たりどれくらいかかっているのかを表します。

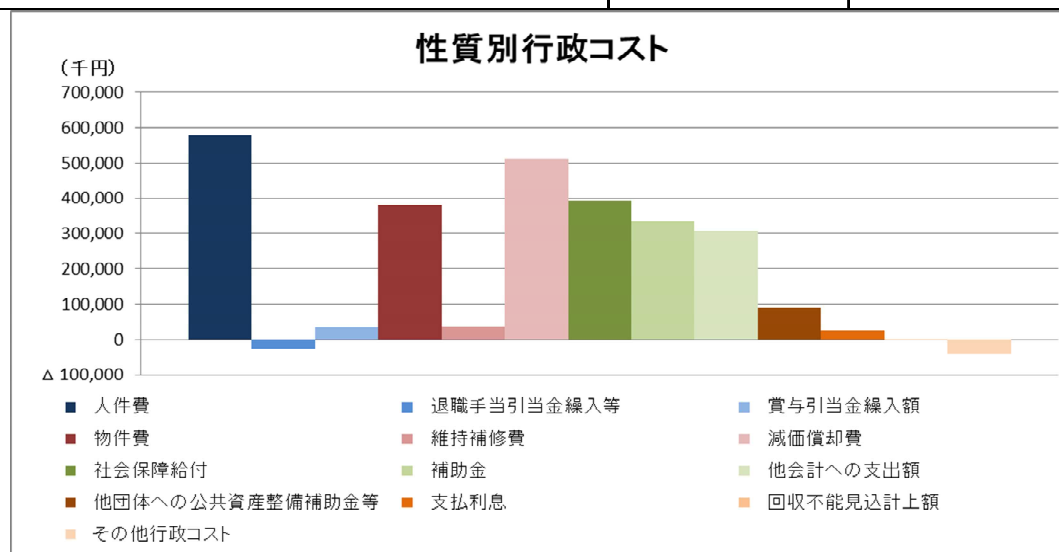
住民一人当たり行政コスト＝純経常行政コスト／住民基本台帳人口

		平成26年度	平成27年度
住民一人当たり行政コスト	(千円)	505	518
純経常行政コスト	(千円)	2, 528, 832	2, 517, 384
住民基本台帳人口（1月1日時点）	(人)	5, 008	4, 863

性質別行政コスト（千円）

行政コストを性質別に区分し、何にコストがかかっているのかを表します。自治体の中長期計画などと照らし合わせて、コストの配分が適正であるかを判断する指標になります。

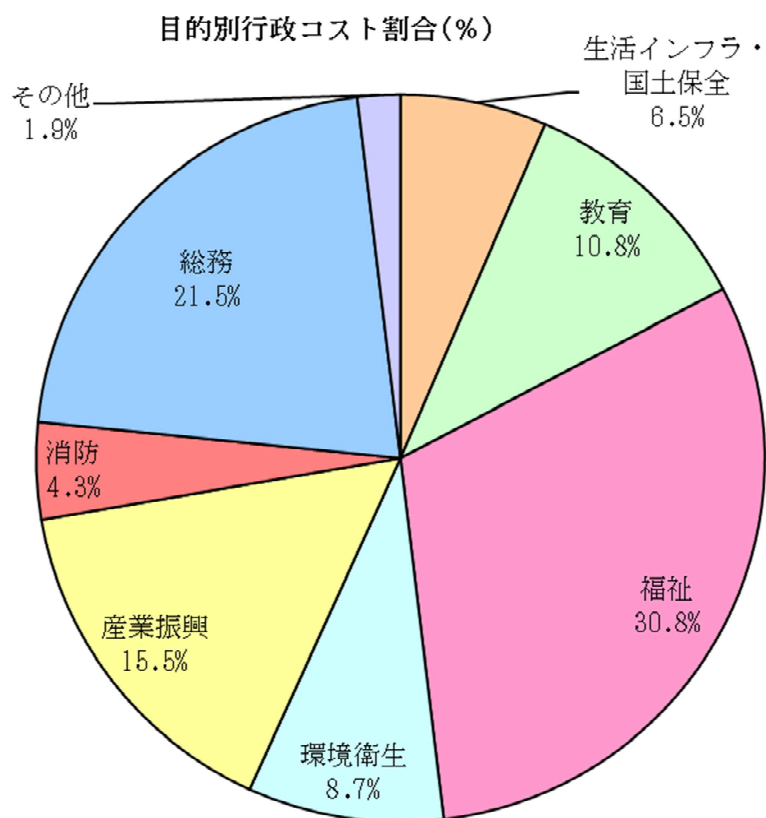
	平成26年度	平成27年度
人にかかるコスト（千円）	594,115	581,540
物にかかるコスト（千円）	899,739	928,103
移転支出コスト（千円）	1,071,035	1,126,403
その他のコスト（千円）	71,324	△ 17,647
合計（千円）	2,636,213	2,618,399
人件費（千円）	557,388	577,191
退職手当引当金繰入等（千円）	7,461	△ 28,952
賞与引当金繰入額（千円）	29,266	33,301
物件費（千円）	342,487	378,521
維持補修費（千円）	40,523	37,711
減価償却費（千円）	516,729	511,871
社会保障給付（千円）	403,695	391,933
補助金（千円）	318,722	334,594
他会計への支出額（千円）	309,364	308,003
他団体への公共資産整備補助金等（千円）	39,254	91,873
支払利息（千円）	27,857	23,577
回収不能見込計上額（千円）	192	△ 1,437
その他行政コスト（千円）	43,275	△ 39,787
合計（千円）	2,636,213	2,618,399



目的別行政コスト（千円）

行政コスト計算書の横の項目である総務や福祉といった項目でコストを比較することにより、どの行政目的に重点が置かれているのかを測る指標になります。

	平成26年度	平成27年度
経常行政コスト（千円）	2,636,213	2,618,399
生活インフラ・国土保全（千円）	170,361	169,647
教育（千円）	268,519	283,845
福祉（千円）	807,124	807,250
環境衛生（千円）	263,984	226,695
産業振興（千円）	380,166	406,412
消防（千円）	113,602	111,998
総務（千円）	491,669	563,099
その他（千円）	140,788	49,453
議会（千円）	69,464	67,100
支払利息（千円）	27,857	23,577
回収不能見込計上額（千円）	192	△ 1,437
その他（千円）	43,275	△ 39,787



行政コスト対公共資産比率 (%)

公共資産に対する行政コストの比率を計算することによって、資産がどれくらい効率的に使われているのかを表す指標になります。

$$\text{行政コスト対公共資産比率} = \text{経常行政コスト} / \text{公共資産}$$

		平成26年度	平成27年度
行政コスト対公共資産比率	(%)	24.7%	24.5%
経常行政コスト	(千円)	2,636,213	2,618,399
公共資産合計	(千円)	10,673,953	10,676,862

自律性

ここでは受益者負担割合を算定し、歳入は税收等で、どれくらい賄われているのかを分析します。

受益者負担の割合 (%)

行政コストに対する経常収益の割合を受益者負担の割合といいます。これは、自治体が行政サービスを提供した際に、直接的な対価を受ける割合がどれくらいなのかを表します。

全般的な行政サービスが計上されている普通会計財務書類や連結財務書類では分かりにくいですが、施設別、事業別などで財務書類を作成すると分かりやすい指標となります。

$$\text{受益者負担の割合} = \text{経常収益} / \text{経常行政コスト}$$

	平成26年度	平成27年度
受益者負担の割合 (%)	4.1%	3.9%
経常収益 (千円)	107,381	101,015
経常行政コスト (千円)	2,636,213	2,618,399

7 添付資料

- | | | | |
|---|---------------|-----------------|---------------|
| ① | 総務省方式改訂モデル | 平成 27 年度 | 普通会計貸借対照表 |
| ② | 総務省方式改訂モデル | 平成 27 年度 | 普通会計行政コスト計算書 |
| ③ | 総務省方式改訂モデル | 平成 27 年度 | 普通会計純資産変動計算書 |
| ④ | 総務省方式改訂モデル | 平成 27 年度 | 普通会計資金収支計算書 |
| ⑤ | 総務省方式改訂モデル | 平成 27 年度 | 普通会計有形固定資産明細表 |
| ⑥ | 総務省方式改訂モデル | 平成 27 年度 | 連結貸借対照表 |
| ⑦ | 総務省方式改訂モデル | 平成 27 年度 | 連結行政コスト計算書 |
| ⑧ | 総務省方式改訂モデル | 平成 27 年度 | 連結純資産変動計算書 |
| ⑨ | 総務省方式改訂モデル | 平成 27 年度 | 連結資金収支計算書 |
| ⑩ | 統一的な基準による財務書類 | | 開始貸借対照表 |
| ⑪ | 複式仕訳パターン | (平成 27 年度決算分より) | |